

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.1.1 目標設定の背景

高梁川及び小田川は下流部の低平地に人口と資産の集中する倉敷市街地を控え、また小田川は高梁川からの背水影響（バックウォーター現象）により、過去幾多の甚大な被害が発生してきました。

大正 14 年に完成した高梁川の第一期改修工事後も継続的に改修事業が実施されてきましたが、未だ十分とは言えません。

戦後最大洪水である平成 30 年 7 月豪雨や昭和 47 年 7 月豪雨が再び発生した場合には、河積の不足により、堤防の安全性が保たれるとされる水位よりも洪水水位が高くなり堤防が決壊する危険性が高まる箇所や堤防の高さ不足により水が溢れる箇所があります。また、高梁川の堤防は築堤年代が古いものが多く、近年においても漏水等の被害が発生しています。このような箇所においては、堤防が決壊が懸念されます。

高梁川の堤防は最大で約 11m の高さを有しており、ひとたび堤防が決壊した場合、大量の氾濫水が堤防の居住地側へ流入してきます。倉敷市の岡山県西部地域における行政、経済の中心的役割や国内屈指の産業基盤である水島工業地帯等の資産の集積状況を考えれば、氾濫による被害は深刻なものになると予想されます。

小田川については、洪水時に高梁川合流点水位が高いことから、背水影響（バックウォーター現象）により居住地側で過去何度も雨水出水（内水）による被害が発生しています。また、昭和 47 年 7 月豪雨や平成 30 年 7 月豪雨が再び発生した場合には、外水・雨水出水（内水）による浸水被害の発生が予想されます。

高梁川水系河川整備計画の 3 つの柱の一つである「安全・安心な川づくり」を実現するためには、本川と支川のバランス、上流と下流のバランス、さらに気候変動の影響による降雨量の増加等を踏まえた治水上の目標を定め、高梁川の計画的な治水対策を実施していくことが必要です。

また、整備目標流量を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、流域全体であらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策への転換を推進することが必要です。

4.1.2 整備の目標

長期的な治水目標である河川整備基本方針に定めた目標を達成するためには、多大な時間を要するため、一連区間で整備効果が発現するような段階的な整備により、洪水等による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備目標は、資産の集積度や気候変動による降雨量の増加及び再度災害防止の観点等を踏まえて設定し、本計画に定める河川整備を実施することで、戦後最大洪水（高梁川：平成30年7月豪雨、小田川：昭和47年7月豪雨）が再び発生しても、洪水被害の防止又は軽減ができるようになります。さらに、気候変動後（2℃上昇時）の状況においても平成29年6月に変更した河川整備計画で目標とした治水安全度を概ね確保できます。

また、高潮に対しては、平成16年台風16号が再び発生しても、高潮による被害の防止ができるようになります。

高梁川の整備目標流量は、基準地点船穂において $9,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、流域内の既設洪水調節施設により $300\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、基準地点船穂において河道の目標流量を $9,100\text{m}^3/\text{s}$ とします。小田川の整備目標流量は、主要な地点矢形橋において $1,700\text{m}^3/\text{s}$ とします。

さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進することにより、整備目標流量を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても人命・資産・社会経済の被害軽減を目指します。

1. 高梁川下流地区（河口～酒津地先）

河口から酒津地先までの区間においては、本計画に定める河川整備を実施することで、平成30年7月豪雨が再び発生しても、外水による浸水被害を防止することが可能となります。

また、高潮対策として既往最高潮位を記録し、人家への被害をもたらした平成16年台風16号に伴う高潮が再び発生しても浸水被害を防止することが可能となります。

また、大規模地震への対応については、堤防等の河川管理施設の耐震性能の照査結果を踏まえ、必要に応じて耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生した場合においても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。

2. 高梁川中流地区（酒津地先～湛井地先）

酒津地先から湛井地先までの区間においては、本計画に定める河川整備を実施することで、平成30年7月豪雨が再び発生しても、外水による浸水被害を防止又は軽減することが可能となります。

3. 高梁川上流地区（湛井地先～大臣管理区間上流端）

湛井地先から大臣管理区間上流端までの区間においては、本計画に定

4. 河川整備計画の目標に関する事項

める河川整備を実施することで、平成30年7月豪雨が再び発生した場合でも、外水による浸水被害を防止又は軽減することが可能となります。

4. 高梁川派川

小田川合流点の付替えにより、新たに河道となる高梁川派川においては、計画高水流量を計画高水位以下で流下させ外水による浸水被害を防止することが可能となります。

5. 小田川

小田川においては、本計画に定める河川整備を実施することで、昭和47年7月豪雨や平成30年7月豪雨が再び発生した場合でも、外水による浸水被害を防止することが可能となります。また、居住地側で過去何度も発生していた雨水出水（内水）による被害を軽減することが可能となります。

6. 施設の能力を上回る洪水への対応

整備目標流量を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、施設の構造や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携して地域住民の迅速かつ主体的な避難、円滑な応急活動、事業継続のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図るなど、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進していきます。

7. 広域防災対策

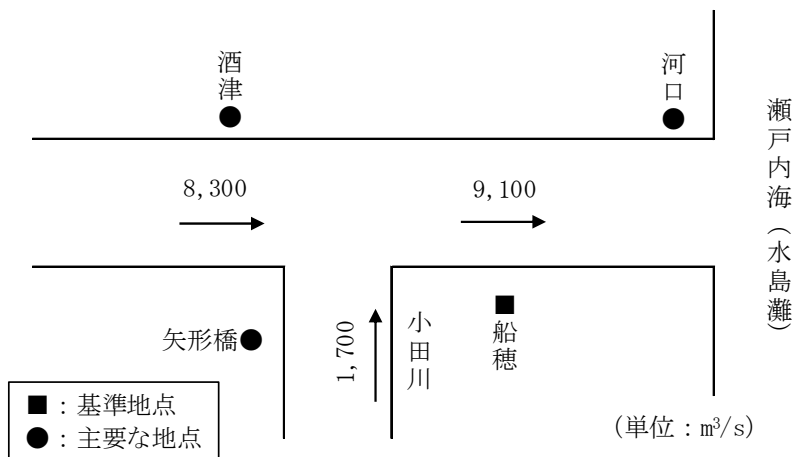
防災活動拠点の整備により、関係機関や地域住民と連携した広域的な支援体制の確立や総合的な被害軽減対策が可能となります。



図 4.1.1 整備目標の地区分割

表 4.1.1 河道の目標流量

河川名	河道の目標流量 (m ³ /s)	地点名	備考
高梁川	9,100	船穂	基準地点
	8,300	酒津	主要な地点
小田川	1,700	矢形橋	主要な地点



※小田川合流点付替え後の流量

図 4.1.2 河道の目標流量図

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

4.2.1 目標設定の背景

高梁川水系では、水利用が広範囲に行われていますが、過去、渇水によって大きな被害がたびたび発生しています。

地域住民が安全で安心して生活できるとともに、国内屈指の重化学工業地帯や農地への水の安定供給を行い、高梁川水系河川整備計画の3つの柱の一つである「川の恵みを分かち合う豊かな川づくり」を実現するためには、河川水の適正な利用を図っていく必要があります。

4.2.2 整備の目標

(1) 流水の正常な機能の維持

水道用水、工業用水、農業用水の取水といった利水の現況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量を下回らないよう、高梁川における適正な水利用を推進します。

これらを考慮し、目標とする流量は小田川合流点付替え後、水利用の調整を含め、酒津地点で概ね $16\text{m}^3/\text{s}$ とし、その確保に努めるものとします。

4.3 河川環境の整備と保全に関する事項

4.3.1 目標設定の背景

高梁川水系河川整備計画の3つの柱の一つである「水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり」を実現するために、多様な動植物が生息・生育する高梁川の豊かな自然環境の保全・創出を図る必要があります。一方で、スポーツ、環境教育、漁業等の様々な目的で多くの人々に利用され、周辺地域にとって欠かせない存在となっている高梁川の河川空間について、利用の継続を図るとともに利用における満足度を高めていくことも必要です。

このため、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間利用の現状に鑑み、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進していく必要があります。

4.3.2 整備の目標

(1) 自然環境

小田川合流点付替え事業に伴う環境保全措置等を実施するとともに、高梁川水系において、魚道の改良や瀬・淵・ワンド・水際等の保全・創出を行うことで、アユなどをはじめとする回遊魚等の移動の連続性・産卵環境の確保を図ります。また、昭和40年代を目標としタナゴ類を含む多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するなど、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラ*の取組を推進します。

(2) 河川の空間利用

多くの人々から利用されている現在の状況を踏まえ、イベント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、環境教育等、幅広い分野における利用の継続に寄与する川づくりを目指します。

整備にあたっては、河川環境管理基本計画**のブロック別の基本方針を踏まえた上で実施します。

* グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。

** 河川環境管理基本計画：河川の治水及び利水機能を確保しつつ、河川環境の管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めるものです。

4. 河川整備計画の目標に関する事項

表 4.3.1 河川の空間利用に関するブロック別の基本方針

ブロック名	河川名	区分	目標
都市近郊 ブロック	高梁川	河口 ～湛井（高梁川合同堰（湛井堰））	市街地に隣接するイベントの場やスポーツの場、人々のふれあいの場を提供することに努めるとともに、自然に親しみ、楽しめる場を確保できるよう努めます。
	高梁川派川	高梁川への合流点 ～高梁川分派点	
田園 ブロック	高梁川	湛井（高梁川合同堰（湛井堰）） ～大臣管理区間上流端	清らかな流れと周辺の田園風景に心のやすらぎを感じる河川景観を有しており、これら自然の中での水遊び等自然と調和した健全な活動の場を確保できるよう努めます。
	小田川	高梁川への合流点 ～大臣管理区間上流端	

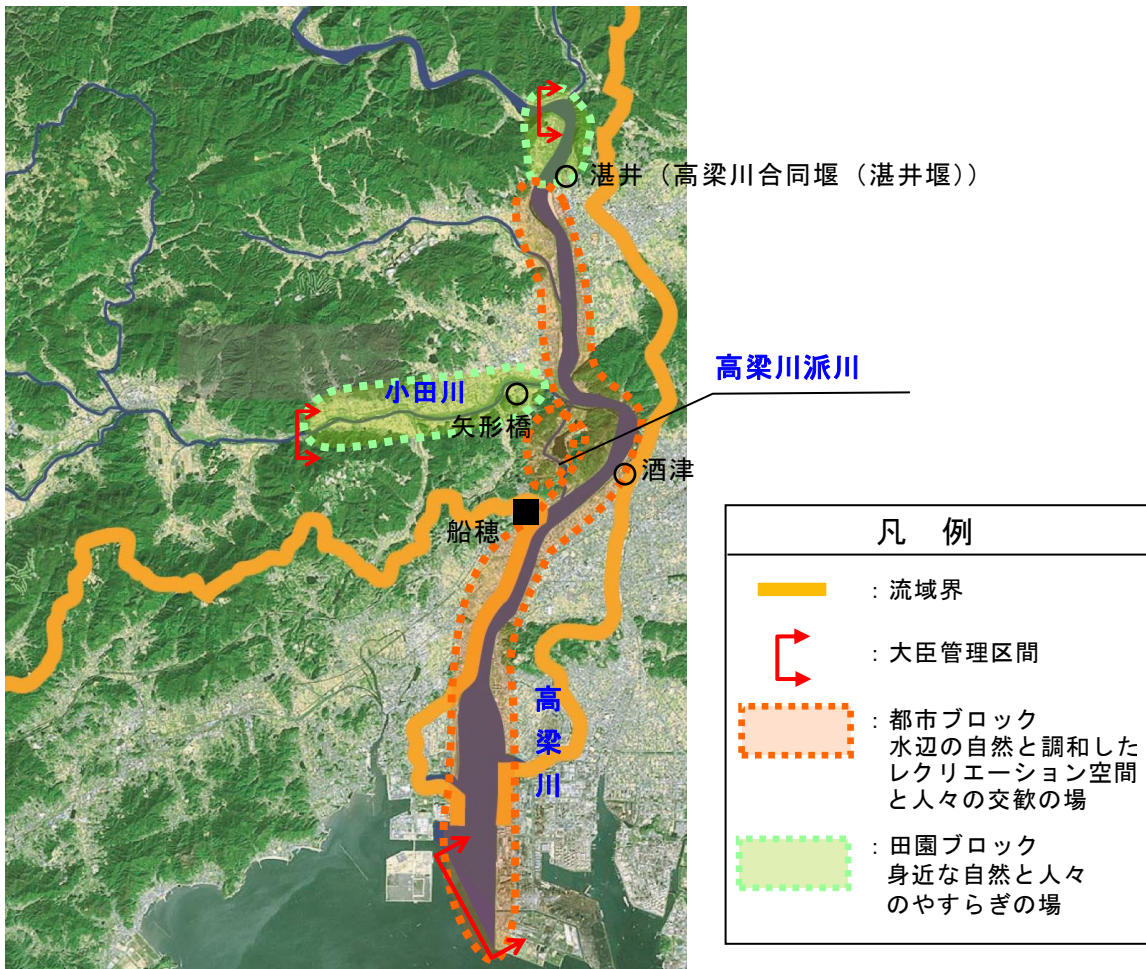


図 4.3.1 河川の空間利用に関するブロック計画図

(3) 河川景観

高梁川の酒津付近から上流の区間及び小田川については、河道内の樹木の再繁茂により、水辺や礫河原の見える美しい河川景観を阻害することが懸念されることから、河川景観の保全・創出を図ります。

なお、河川景観の保全・創出にあたっては、周辺の景観と調和が図られるよう、学識者等の意見を得ながら検討を行います。

(4) 水質

水道用水、工業用水、農業用水等の安全な取水や子供たちが安心して水遊びを楽しむことができるよう、環境基準を満足する現在の良好な水質の保全を図ります。

表 4.3.2 水質環境基準及び目標

範囲	環境基準（目標値） BOD(mg/ℓ)	環境基準点
高梁川（高梁川合同堰（湛井堰）より下流）	3以下	霞橋
高梁川（高梁川合同堰（湛井堰）より上流）	2以下	高梁川合同堰（湛井堰）
小田川	3以下	福松橋